

令和 7 年 11 月 17 日

(株) 隅田工業

隅田 将平 様

京都府知事 西 脇 隆 俊



特定 建設業の許可について (通知)

令和 7 年 10 月 23 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第 3 条第 6 項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許可番号	京都府知事 許可(特一 7) 第 42782 号
許可の有効期間	令和 7 年 11 月 17 日から 令和 12 年 11 月 16 日まで
建設業の種類	

土木工事業
石工事業
舗装工事業
塗装工事業
解体工事業

とび・土工工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 12 年 10 月 17 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)